

群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会教育実習部会内規

平成 26.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科委員会専門職学位課程運営内規第6条の規定に基づき、群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会教育実習部会(以下「部会」という。)に関して必要な事項を定める。

(協議・確認事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を協議・確認する。

- (1) 実習時間に関する事。
- (2) 実習の具体的内容に関する事。
- (3) 実施方法に関する事。
- (4) 評価項目・基準に関する事。
- (5) 評価方法に関する事。
- (6) その他教育実習の具体的事項に関する事。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 実務家教員(みなし教員を除く。) 2人
- (2) 研究者教員 2人

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は、部会員の互選によるものとする。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(事 務)

第6条 部会の事務は、教務係において処理する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、教育学研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 大学院教育学研究科委員会専門職学位課程運営委員会教育実習部会内規(平成20年4月1日制定)は、廃止する。